

島根県保健環境科学研究所における公的研究費の内部監査規程

制定 平成28年4月1日

改正 令和元年12月3日

改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）及び「島根県保健環境科学研究所における公的研究費の運営管理内規」（平成28年4月1日制定）第18条に基づき、公的研究費（以下「研究費」という。）に係る内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(監査部門の設置)

第2条 研究機関に、最高管理責任者の直轄組織として、監査部門を設置する。

2 統括管理責任者は、総務企画課、感染症疫学部及び環境科学部の職員の内、監査対象の当事者及び利害関係者を除く者の中から監査員若干名を指名するものとする。

(監査員の権限)

第3条 監査員は、監査を実施するに当たり、監査の対象部門等、関係部門等に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

(監査対象部門の協力義務)

第4条 監査の対象部門等は、円滑かつ効率的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査の実施)

第5条 監査部門は、研究費の管理・運営が適正に執行されているかを随時監査する。

2 監査は、会計書類の検査、関係職員へのヒアリング並びに購入物品の現物確認等により実施する。

(監査結果の報告等)

第6条 監査部門は、監査が終了したときは、監査報告書を作成し、速やかに統括管理責任者を經由して最高管理責任者に報告しなければならない。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者に報告した監査報告書について、当該監査対象者に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、第1項で報告を受けた監査報告書の写しを主管課課長に提出しなければならない。

4 監査部門は、監査の結果、不正発生要因が把握された場合は、これを分析し、類似事案の再発防止を徹底する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月3日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。